

◎新潟県告示第776号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年6月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
湯川－001地区	南蒲原郡田上町大字湯川	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

2 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
荒谷地区	長岡市川口荒谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒谷北地区	長岡市川口荒谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒谷(1)地区	長岡市川口荒谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒谷(2)地区	長岡市川口荒谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒谷(3)地区	長岡市川口荒谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野辺川2地区	長岡市川口荒谷	次の図のとおり	土石流
野辺川1地区	長岡市川口荒谷	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

3 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
顕聖寺(2)地区	上越市浦川原区顕聖寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
顕聖寺西地区	上越市浦川原区顕聖寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
顕聖寺東地区	上越市浦川原区顕聖寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
釜淵(1)地区	上越市浦川原区釜淵	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

釜淵(2)地区	上越市浦川原区釜淵	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
有島地区	上越市浦川原区有島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
有島沢地区	上越市浦川原区有島	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)